

LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジンに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン」については、平成 24 年 4 月 9 日付けで遺伝子組換え飼料添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、*Escherichia coli* K-12 株の突然変異株を宿主として、L-リジンの生産効率を高めるため、L-リジンの生合成に関与する遺伝子を導入して作製した *E.coli* 組換え体である LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジンである。

なお、LYS-No.2F 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、飼料添加物としてのみ用いられ、従来の塩酸 L-リジンと利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

塩酸 L-リジンは、栄養成分の補給を目的に家畜用飼料に混合添加される。

また、申請者は、本申請品目については、

- ・飼料添加物の成分規格を満たしていること
- ・既存の非有効成分の含有量の増加は認められず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしていると考えてとしている。